

●香川県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年8月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

指 定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成25年 3月25日	香生施 386	永野 透志 綾歌郡宇多津町浜三番丁25 番地27	綾鍼灸整骨院 綾歌郡宇多津町浜三番丁25 番地27	柔道整復
平成25年 4月24日	香生施 387	香西 輝政 さぬき市鴨庄3770番地	あゆみ接骨院 高松市屋島西町2421番地28	柔道整復